

第5次白岡市総合振興計画基本構想案の概要

平成 28 年 9 月

改定の趣旨

本市では、平成23年度に『第5次白岡町総合振興計画』を策定し、市が目指す将来像や目標人口、土地利用基本構想、まちづくりの進め方などを位置付ける「基本構想」と、施策分野ごとの方向を位置付ける「前期基本計画」（平成24～28年度）、事業を位置付ける「実施計画」（3年計画を毎年度見直し）に基づきまちづくりを進めています。

現在、前期基本計画が平成28年度で満了となることから、基本構想の見直し及び後期基本計画（平成29～33年度）の策定を進めています。

現行の基本構想につきましては、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間となっていますが、この5年間の本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな行政課題等に対応するため、後期基本計画の策定に合わせて見直しを行うことといたしました。

■計画の期間

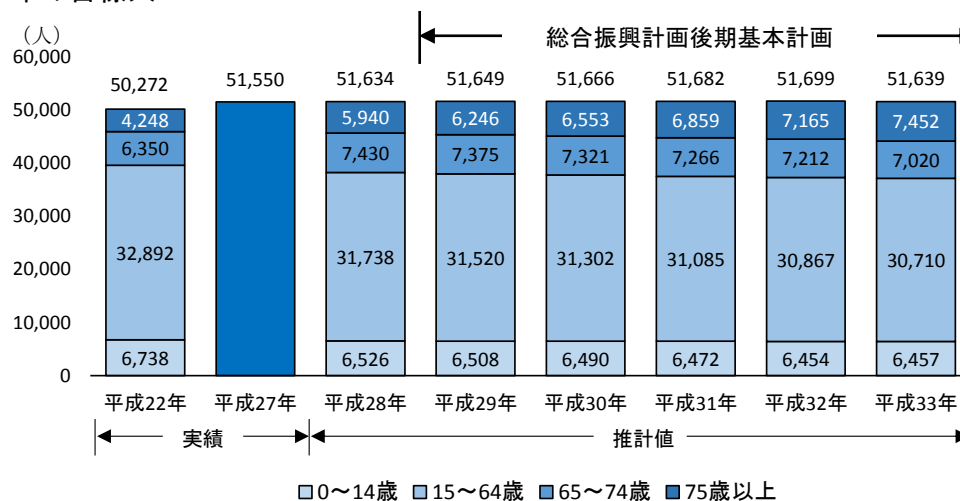
平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
基本構想				
後期基本計画				
実施計画				
		実施計画		
			実施計画	

主な改定事項

1 人口フレーム

市では、平成27年度に、将来にわたって活力ある地域社会の実現を図るため、長期的な人口を展望する「白岡市人口ビジョン」を策定しました。後期5か年の目標人口は、同ビジョンに基づき、平成33年の目標人口を52,000人とします。

■後期5か年の目標人口



「平成33年の目標人口」 = 52,000人

※平成22年の合計は年齢不詳者も含むため、年齢4区分別人口の合計と一致しない。平成27年の値は、人口ビジョンでの推計値から国勢調査速報値に置き換えており、年齢区分のデータはなく総人口のみとなっている。

2 土地利用基本構想

首都圏中央自動車道白岡菖蒲ICの設置と埼玉県内の全線開通、都市計画道路白岡篠津線の供用開始、白岡西部産業団地の整備など、新たな動向を踏まえ、以下の土地利用基本構想図をもとにまちづくりを進めます。



(現行の土地利用基本構想図からの主な変更点)

- ① 既存住宅ゾーンから商業ゾーンに変更しました。
- ② 農業ゾーンから工業ゾーンに変更しました。
- ③ 戦略的土地利用検討区域から商業系土地利用区域に変更しました。
- ④ 戦略的土地利用検討区域から複合的土地利用区域に変更しました。
- ⑤ 商業サービス誘導区域を設定しました。
- ⑥ レクリエーション的土地利用検討区域を設定しました。
- ⑦ レクリエーション的土地利用検討区域を設定しました。
- ⑧ 将来検討主要道路を延伸しました。
- ⑨ 将来検討主要道路を県道蓮田白岡久喜線まで延伸しました。

土地利用基本構想では、住宅ゾーン、農業ゾーンなどの土地利用関係法により位置付けが決まっている「7つのゾーン」と、それぞれの区域の特性を踏まえた新たな土地利用を誘導する「7つの区域」をそれぞれ定めます。

(1) 7つのゾーン

住宅ゾーン、既存住宅ゾーン（市街化調整区域内）、農業ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーン、公共公益ゾーン、公園・レクリエーションゾーンでは、それぞれの特性に応じ、合理的かつ効率的な利用を図ります。

現状の土地利用を踏まえ、県道さいたま栗橋線の沿道の商業ゾーンの拡大など、必要な修正を行いました。

(2) 新たな土地利用を誘導する7つの区域

現行の土地利用構想では、5つの区域を設定していましたが、改めて7つの区域とし、以下の方向で土地利用を進めるものとします。

① 商業系土地利用区域

商業系土地利用区域は、広域的な交通利便性が高く、まちのさらなる発展に寄与する重要な区域であることから、商業施設等の誘致を図ります。

② 複合的土地利用区域

複合的土地利用区域は、JR白岡駅に近接し、また、周辺には多くの住宅が立ち並んでいることから、市民の生活利便性の向上に資する文教・福祉施設等の誘致を図ります。

③ 工業系産業誘導区域

工業系産業誘導区域は、国道122号に接し、圏央道白岡菖蒲ICにも近接するなど、交通利便性に優れ、工業ゾーンからの広がりも期待できることから、自然環境、景観の保全や農業振興などとの調和を保ちながら、工業系産業の誘導を図ります。

④ 商業サービス誘導区域

商業サービス誘導区域は、国道122号の沿道については、圏央道の埼玉県内全線開通により、沿道サービス型の開発が進むことが予想されることから、自然環境、景観の保全、農業振興などとの調和に配慮しながら、特産品の販売や観光情報を提供する拠点施設、また、隣接する産業団地や地域住民等の生活利便性が向上する店舗や飲食店などの商業サービスの誘導を図ります。

県道春日部菖蒲線の沿道については、地域住民の生活利便性の向上や地域の活性化に資する店舗や飲食店などの商業サービス施設の誘導を図ります。

⑤ 住宅系まちづくり検討区域

住宅系まちづくり検討区域は、隣接する市街地からの広がりが期待されることから、住宅系まちづくり検討区域として位置付け、地域住民の意向を踏まえながら、良好な住環境づくりの検討を進めます。

⑥ 計画的開発検討区域

計画的開発検討区域は、周辺交通環境の向上などにより、さらなる利便性の向上が期待されることから、自然環境、景観の保全や農業振興などとの調和に配慮しつつ、大規模な開発を計画的に検討します。

⑦ レクリエーション的土地利用検討区域

レクリエーション的土地利用検討区域は、既存の公園・レクリエーションゾーンの機能との連携を図りながら、地域のにぎわいを創出する土地利用の検討を行います。

3 重点プロジェクト

後期基本計画を策定するに当たり、分野ごとの施策と連動しながら、本市の抱える重要な課題に対して重点的に取り組む3つのプロジェクトを掲げます。

1 まちのにぎわい創出プロジェクト

白岡中学校周辺区域は、現在大部分が農地として利用されていますが、この区域は白岡駅に近く、また、幹線道路へのアクセスなど優れた交通利便性を有しており、本市のさらなる発展のために重要な地区と考えられます。

このため、本区域における都市的土地利用を推進し、人やモノが集まる都市機能を集中させ、にぎわいの創出を図ります。

2 地域活性化プロジェクト

駅や中心市街地から離れ、他の地域に比べて人口減少や高齢化が顕著に現れている地域では、将来的に、活力ある地域社会の維持が困難となることが懸念されています。

このため、地域の活性化や生活利便性の向上を図り、定住人口の確保を目指すとともに、市内外からの交流人口の増加を目指す取組を推進します。

3 白岡子ども・ゆめ・みらいプロジェクト

市シティプロモーション戦略では、地域への愛着を醸成することで市民の参画意欲の向上及び流出人口の抑制を図ることとしています。また、市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、「市民満足度の向上を図り地域への愛着を深める」ことを基本目標のひとつに位置付けています。

このため、市の未来を担う子ども達が「愛着と誇りを持てるまち」、「ずっと住み続けたいと思うまち」を目指し、子ども達が将来に夢と希望を持ち、その夢がかなえられるよう、市全体で応援・支援します。

4 その他の改定事項

平成26年度に「白岡市シティプロモーション戦略」を策定したことから、43項目ある施策分野に、「積極的な魅力の発信」を加え、44項目としました。施策の詳細は、本年12月頃を予定している2回目のパブリックコメントでお示しいたします。